

呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業  
公募設置等指針(案)及び要求水準書(案)に関する質問への回答

令和5年5月

富山市

呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業

公募設置等指針(案)及び要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項目		
1	公募設置等指針(案)	利便増進施設について	7	2.2.1 事業範囲	利便増進施設の定義を教えてください。	都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のことで、Park-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔を指します。
2	公募設置等指針(案)	公募対象公園施設の機能	13	3.1 公募対象公園施設の種類の種類	公募対象公園施設として特に期待する機能や、逆に好ましくない機能などはありますか。	カフェ等の飲食機能等を想定していますが、事業者のノウハウを活かした独自の提案を期待しています。また、バーなど全ての公園利用者が利用対象とならない機能は想定していません。
3	公募設置等指針(案)	公募対象公園施設の設置場所・規模	13	3.2 公募対象公園施設の設置	公募対象公園施設の設置場所は規模は、示された範囲内で全て事業者の提案という理解で良いですか(市としての想定などありますか)。	公募対象公園施設整備可能範囲の中でも、見晴らしの良い東側への設置を想定していますが、事業者のノウハウを活かした独自の提案を期待しています。規模は、十分な芝生広場面積が確保されることを前提として、事業者の提案とします。
4	公募設置等指針(案)	特定公園施設の設計費について	14	4.2 特定公園施設の整備に要する費用	特定公園施設の設計費は工事費に含めてよいか。	特定公園施設の実施設費用は、特定公園施設の整備費用に含めます。
5	公募設置等指針(案)	物価変動	14 16	4.2 特定公園施設の整備に要する費用 5.4 維持管理負担金の支払い	特定公園施設整備費用や維持管理負担金の上限額設定は、昨今の物価変動を見込んでいますか。また、事業開始後に急激な物価変動があった場合、費用の変更協議は可能ですか。	前段:物価変動を見込んで設定しています。 後段:表7-2 リスク分担表に記載のとおり、特定公園施設整備費用は、物価変動による費用変更を想定していません。維持管理負担金は、急激な物価変動の場合の変更協議は可能とする想定です。詳細は基本協定書(案)及び維持管理協定書(案)にて示します。
6	公募設置等指針(案)	特定公園施設の維持管理費について	15	5.3 特定公園施設等の維持管理費の負担区分	表5-1で本市と提出者の両方に○がついている項目の費用負担の基準を教えてください。	「5.3.1 維持管理負担金」に記載のとおり、本市と認定計画提出者の両者に○がついている項目については、事業者から本市に対して維持管理負担金(サービス対価)を請求することを可能とします。本市の負担額は、「5.4 維持管理負担金の支払い」に示す上限額の範囲内で、事業者が提案するものとします。
7	要求水準書(案)	基本方針	7	第2.1(1) 基本方針	五つのコンセプトに配慮してとありますが、五つすべての機能を満たす公募対象公園施設を整備する必要がありますか。	必ずしも施設として整備する必要はなく、コンセプトを満たすソフト事業とすることも可能です。また、第三者がコンセプトに応じた公園利用をするに配慮して、整備を行ってください。
8	要求水準書(案)	公募対象公園施設のインフラについて	10	第2.2(1)(b) インフラ	公募対象公園施設のために設置したインフラ設備(上水道、下水道、雨水排水、電気、ガス等)は、設置期間終了後に事業者にて全て解体・撤去をすることが前提でしょうか。	基本的にはお見込みの通りです。但し、設置期間終了までに設置期間終了後の取り扱いについて協議させていただく可能性があります。

9	要求水準書 (案)	公募対象公園 施設の駐車場 について	10	第2.2(1)(c) 富山県ゆずりあいパーキ ング利用者制度	本広場に、車椅子使用者用分及び障がい者等用のほかに公園 利用者向けの駐車場を設置することは可能でしょうか。	原則可能ですが、芝生広場は6,000㎡程度確保するようにしてく ださい。
10	要求水準書 (案)	特定公園施設 の植栽について	11	第2.2(2)(エ)(d) 植栽	サクラの新品種「クレハオトメシダレ」は、何本くらい配置すれば よろしいでしょうか。	事業者提案に期待します。事業用地全体の配置計画を踏ま え、バランスよく配置してください。
11	要求水準書 (案)	特定公園施設 のその他(上記 以外の施設)に ついて	12	第2.2(2)(カ) その他(上記以外の施設)	「基本設計を大きく逸脱しない範囲で、基本設計に記載のない 施設の提案も認める」とありますが、例えば本広場に公園利用 者向けの駐車場を設ける提案は認められるのでしょうか。また、 これらを提案した場合、特定公園施設の整備費用に含むと 理解して宜しいでしょうか。	前段、後段ともにお見込みの通りです。但し、各施設との相乗 効果、賑わいと活力・魅力の向上への寄与などが十分に期待さ れるものをご提案ください。
12	要求水準書 (案)	特定公園施設 の近隣住民との 調整について	18	第4.2(2)ア(a) 近隣調査、準備調査等	事業地周辺に数軒の民家がありますが、本事業に対して近隣 住民等から意見等を受けていましたらお教えてください。	今のところ意見等は受けておりません。適切な対策及び住民対 応により工事をお願いします。
13	要求水準書 (案)	特定公園施設 等の維持管理 業務の範囲に ついて	23	第5.1(1) 業務の対象範囲	特定公園施設のその他(上記以外の施設)の提案を行った場 合、それに係る維持管理業務は市あるいは事業者のどちらの 所掌になるのでしょうか。	提案にもよりますが、事業者にて実施することを前提としてくだ さい。
14	要求水準書 (案)	特定公園施設 等の連絡橋の ゲートについて	29	第5.2(3)イ ゲート開閉業務	連絡橋ゲートはどのような仕様になっていますか。図面等があ りましたらお示し願います。	公募設置等指針の公表時にお示します。